

議第137号

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和6年11月27日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部を
改正する条例

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

第10条第1項前段中「第18条第3項」の右に「若しくは第4項」を加え、
同条第3項中「第6条の2第1項」の右に「又は第18条第4項」を加える。

第11条第1項中「第18条第20項」を「第18条第29項若しくは第32項」に改
める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。